

建設業取引適正化センター設置業務 実施要項(案)の審議結果報告

1. これまでの経緯

- 平成 25 年度に事業選定され、平成 28 年度より市場化テストを開始。実施要項の審議は 3 回目。
- 単年度事業である。
- 従来から財団法人による 1 者入札が続いており競争性の確保が課題。

2. 競争性確保のための事業者等へのヒアリング

どういった点が参入の障壁となっているかを見出すため、事業者からのヒアリングをおこなってはどうかという意見があったため、今年度は建設業に関する業務を行っている法人（一財）建設業振興基金、（一財）建設業技術者センター）に対してヒアリングをおこなった。（昨年ヒアリングは経済産業省）

ヒアリングした結果、

- ・建設業の紛争関係に詳しい弁護士や専門家に心当たりがない
- ・本件業務がそもそもの一般財団法人の目的・事業と異なる
- ・そもそも業務を受託できるほどのマンパワーがない
- ・相談業務に関するノウハウがない

等の理由から、両者とも受託するのは難しいとの回答であった。

3. 今回の主な対応や変更点

- 相談の対応事例をより詳細化し更に国土交通省のHPに掲載することとした。
- 業務を建設業者をはじめ広く一般に知ってもらうために業務内容に、「都道府県組織等に対しても周知を行うよう努める」の文言を追加した。
- 委託契約であったものを請負契約に変更。変更理由は、市場化テスト導入前に国土交通省は請負形態で契約を行っていたが、市場化テスト導入時に委託の様式を使用して実施要項を作成したためである。この変更により従来の実施状況の開示が無くなることはない。

4. パブリック・コメントの結果について

- 期間：平成 29 年 9 月 27 日から 10 月 10 日（14 日間）
- 意見：2 件の意見があり 1 件については様式の修正に係るもので適宜修正を行った、もう 1 件については一般的な意見のため修正は行っていない。

5. 小委員会における指摘事項

指摘1：質の面で当該事業のアピールとしてもっとなにかあるといいのではないか。

回答1：現在（29年度事業）「建設業取引適正化推進月間」において当該事業も一緒にアピールしてもらっているところであるので実施要項にもこの事を追記することとした。

（資料7-2 P5、21）

指摘2：入札の選考委員は誰が行っているかを記載するとより親切なのではないか。

回答2：現行の体制を追記した。（資料7-2 P35）

指摘3：従来の実施状況の数字の変動等が大きいところは注をつけるべき。

回答3：下記2点注を追記した。（資料7-2 P49）

※平成26年度の技術者経費は常勤職員経費としてまとめて計上している。

※平成28年度は、主に以下の理由により費用が削減した。

- ・常勤職員：人件費単価を引き下げたため。
- ・謝金：大阪の弁護士及び建設業の実務に精通した有識者の出勤回数を減らした。